

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月15日
【四半期会計期間】	第37期第1四半期（自平成25年3月1日至平成25年5月31日）
【会社名】	コーナン商事株式会社
【英訳名】	KOHNAN SHOJI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 疋田 直太郎
【本店の所在の場所】	堺市西区鳳東町4丁401番地1 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行って おります。）
【電話番号】	072（274）1621（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役・上席執行役員 品川 良一
【最寄りの連絡場所】	堺市西区鳳東町6丁637番地1
【電話番号】	072（274）1668（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	取締役・上席執行役員 品川 良一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年7月12日に提出した第37期第1四半期（自平成25年3月1日 至平成25年5月31日）の四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 経理の状況

3 . 四半期連結財務諸表について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部 企業情報

## 第5 経理の状況

## 3. 四半期連結財務諸表について

## (訂正前)

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	<u>0.1%</u>
売上高基準	0.0%
利益基準	<u>0.5%</u>
利益剰余金基準	<u>0.4%</u>

## (訂正後)

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	<u>0.0%</u>
売上高基準	0.0%
利益基準	<u>0.7%</u>
利益剰余金基準	<u>0.6%</u>